平成２２年（フ）第９９号
新潟県見附市学校町１丁目３番53号、前住所大阪府泉南郡熊取町大字大久保1613番地の12　1109
債務者　親松　竹夫
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
新潟県長岡市中島４丁目８番８号　大室ミイ方、住民票上の住所新潟県長岡市西片貝町1063番地１
債務者　大関美起子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
新潟県十日町市堀之内戊1166番地３
債務者　柳　　和夫
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
新潟県魚沼市大倉238番地２
債務者　齊藤　松美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
新潟県長岡市桂町1130番地
債務者　渡辺　雅之
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第４号
和歌山県御坊市薗972―17、住民票上の住所和歌山県日高郡日高川町大字小熊6036番地76
債務者　大江　正則
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第１９２号
岡山県倉敷市上東1233番地１
債務者　國友　浩一
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
岡山県倉敷市玉島乙島1299番地
債務者　香西佐紀実
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
山口県宇部市明神町２丁目１番66―304号、旧住所山口県宇部市恩田町３丁目７番17号
債務者　梶谷　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１１７１号
札幌市南区藤野５条３丁目11番16号
債務者　森川　友介
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２０１号
札幌市西区発寒11条11丁目３番４号
債務者　田村　信雄
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１５号
札幌市清田区清田１条３丁目７番22―801号
債務者　齊藤江美子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７４号
札幌市白石区北郷３条６丁目７番５号　ハイド・パーク101号
債務者　村　　法幸
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３９号
札幌市西区平和２条７丁目１番20号　ササキマンション202号松岡方、住民票上の住所札幌市豊平区西岡３条１丁目５番７―401号
債務者　大谷　拓朗
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１１号
札幌市西区琴似１条３丁目１番19―407号
債務者　野津のぶみ（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９２号
札幌市中央区南18条西15丁目２番25―401号
債務者　持丸　　智
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４６号
札幌市手稲区稲穂１条６丁目７番26号
債務者　中山　範子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部